



島根県報

平成24年3月30日（金）

号外第67号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

行政権限委任規則の一部を改正する規則

（人 事 課） 3

公布された条例等のあらまし

◇行政権限委任規則の一部を改正する規則（規則第56号）

1 規則の概要

(1) 知事に属する次の権限を新たに地方機関の長に委任することとした。

ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく次の権限

緊急調査のために他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用すること。

イ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく次の権限

承継の届出の受理

ウ 島根県農業技術センター設備機器貸付規則に基づく次の権限

(ア) 設備機器貸付申請書を受理すること。

(イ) 機器の貸付けを承認し、設備機器貸付承認書を交付すること。

(ウ) 承認に条件を付すこと。

(エ) 借用書を受理すること。

(オ) 設備機器貸付変更承認申請書を受理すること。

(カ) 変更を承認すること。

(キ) 設備機器借受け中止届出書を受理すること。

(ク) 承認を取り消し、承認に付した条件を変更し、又は貸付けの中止を命ずること。

(ケ) 貸付料還付請求書を受理すること。

エ 島根県畜産技術センター設備機器貸付規則に基づく次の権限

(ア) 設備機器貸付申請書を受理すること。

(イ) 機器の貸付けを承認し、設備機器貸付承認書を交付すること。

(ウ) 承認に条件を付すこと。

(エ) 設備機器貸付変更承認申請書を受理すること。

(オ) 変更を承認すること。

(カ) 設備機器借受け中止届出書を受理すること。

(キ) 承認を取り消し、承認に付した条件を変更し、又は貸付けの中止を命ずること。

(ケ) 貸付料還付請求書を受理すること。

オ 島根県水産技術センター設備機器貸付規則に基づく次の権限

(ア) 設備機器貸付申請書を受理すること。

(イ) 機器の貸付けを承認し、設備機器貸付承認書を交付すること。

(ウ) 承認に条件を付すこと。

(エ) 借用書を受理すること。

(オ) 設備機器貸付変更承認申請書を受理すること。

(カ) 変更を承認すること。

(キ) 設備機器借受け中止届出書を受理すること。

(ク) 承認を取り消し、承認に付した条件を変更し、又は貸付けの中止を命ずること。

(ケ) 貸付料還付請求書を受理すること。

(2) 水質汚濁防止法の改正に伴う規定の整備

ア 設置等の届出を要する施設に有害物質貯蔵指定施設を追加すること。

イ その他規定の整理

(3) その他規定の整理

2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。ただし、1の(2)のAについては、平成24年6月1日から施行することとした。

規

則

行政権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第56号

行政権限委任規則の一部を改正する規則

行政権限委任規則（昭和31年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表支庁の部租税特別措置法施行規則の項第1号中「第15条第2項」の次に「、第17条の2第1項及び第18条第4項」を加え、同部土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の項に次の1号を加える。

14 第28条第1項の規定により、緊急調査のために他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用すること。

別表保健所の部薬事法の項中第2号及び第3号を削り、同部温泉法の項第13号中「採取」を「利用」に改め、同部大気汚染防止法の項第3号中「の許可」を削り、同部水質汚濁防止法の項第1号及び第2号中「特定施設」の次に「又は有害物質貯蔵指定施設」を加え、同項第3号中「特定施設」の次に「若しくは有害物質貯蔵指定施設」を加え、「の許可」を削り、同項第5号中「及び第13条の2第1項」を「、第13条の2第1項及び第13条の3第1項」に改め、「特定施設」の次に「又は有害物質貯蔵指定施設」を加え、同項第8号中「徴取」を「徴収」に改め、同項に次の1号を加える。

9 水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成23年法律第71号）附則第3条第1項の規定による有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る第5条第3項各号に掲げる事項の届出の受理

別表保健所の部ダイオキシン類対策特別措置法の項第3号中「の許可」を削り、同部特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の項第3号中「徴取」を「徴収」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

2 第6条の2第2項の規定による承継の届出の受理

別表保健所の部島根県公害防止条例の項第3号及び第11号中「の許可」を削り、同項第14号中「徴取」を「徴収」に改める。

別表児童相談所の部児童福祉法の項第1号中「（第63条の3の2第3項において適用する場合を含む。）」を削り、「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同項第2号中「（第63条の3の2第3項において適用する場合を含む。）」を削り、「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同項第3号中「（第63条の3の2第3項において適用する場合を含む。）」を削り、「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同項第4号中「（第63条の3の2第3項において適用する場合を含む。）」を削り、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同項第5号中「（第63条の3の2第3項において適用する場合を含む。）」を削り、「施設給付決定」を「入所給付決定」に改め、同項第6号中「（第63条の3の2第3項において適用する場合を含む。）」を削り、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同項第7号中「（第63条の3の2第3項において適用する場合を含む。）」を削り、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「障害児施設支援」を「障害児入所支援」に、「支給割合」を「額」に改め、同項第8号中「（第63条の3の2第3項において適用する場合を含む。）」を削り、同項第9号中「（第63条の3の2第3項において適用する

場合を含む。)」を削り、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改め、同項第10号中「(第63条の3の2第3項において適用する場合を含む。)」を削り、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改め、同項中第34号及び第35号を削り、同項第33号中「第57条の4」を「第57条の4第2項」に改め、同号を同項第34号とし、同項第32号中「第57条の3第1項」を「第57条の3第2項」に改め、同号を同項第33号とし、同項中第31号を第32号とし、第16号から第30号までを1号ずつ繰り下げ、同項第15号中「事件を」の次に「家庭裁判所に」を加え、同号を同項第16号とし、同項第14号中「第27条の2」を「第27条の2第1項」に改め、同号を同項第15号とし、同項中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

11 第24条の24第1項の規定により、入所者が満18歳に達した後においても、当該入所者が満20歳に達するまで、引き続き障害児入所給付費等を支給すること。

別表保健所の部里親が行う養育に関する最低基準の項第4号中「第18条第1項又は第2項」を「第18条」に改める。

別表農林振興センターの部租税特別措置法施行規則の項を削り、同部の次に次のように加える。

農業技術センター

○ 島根県農業技術センター設備機器貸付規則（平成24年島根県規則第48号）

- 1 第2条の規定により、設備機器貸付申請書を受理すること。
- 2 第3条第1項の規定により、機器の貸付けを承認し、設備機器貸付承認書を交付すること。
- 3 第3条第3項の規定により、同条第1項の承認に条件を付すこと。
- 4 第3条第4項の規定により、借用書を受理すること。
- 5 第4条第1項の規定により、設備機器貸付変更承認申請書を受理すること。
- 6 第4条第2項の規定により、変更を承認すること。
- 7 第5条の規定により、設備機器借受け中止届出書を受理すること。
- 8 第8条第1項の規定により、第3条第1項の承認を取り消し、同条第3項の規定により承認に付した条件を変更し、又は貸付けの中止を命ずること。
- 9 第10条第2項の規定により、貸付料還付請求書を受理すること。

○ その他の事務

- 1 研究開発及び技術支援を行うために必要となる共同研究契約（相手への支払いが生じる場合は、その金額が2,000万円未満の契約に限る。）又は受託研究契約及びこれらの契約を締結するために必要となる秘密保持契約を締結すること。

別表農業大学校の部の表題中「農業大学校」を「農林大学校」に改め、同部島根県立農業大学校条例の項の表題中「島根県立農業大学校条例」を「島根県立農林大学校条例」に改め、同部の次に次のように加える。

畜産技術センター

○ 島根県畜産技術センター設備機器貸付規則（平成24年島根県規則第49号）

- 1 第2条の規定により、設備機器貸付申請書を受理すること。
- 2 第3条第1項の規定により、機器の貸付けを承認し、設備機器貸付承認書を交付すること。
- 3 第3条第3項の規定により、同条第1項の承認に条件を付すこと。
- 4 第4条第1項の規定により、設備機器貸付変更承認申請書を受理すること。
- 5 第4条第2項の規定により、変更を承認すること。
- 6 第5条の規定により、設備機器借受け中止届出書を受理すること。
- 7 第8条第1項の規定により、第3条第1項の承認を取り消し、同条第3項の規定により承認に付した条件を変更し、又は貸付けの中止を命ずること。
- 8 第10条第2項の規定により、貸付料還付請求書を受理すること。

別表水産事務所の部の次に次のように加える。

水産技術センター

○ 島根県水産技術センター設備機器貸付規則（平成24年島根県規則第50号）

- 1 第2条の規定により、設備機器貸付申請書を受理すること。
- 2 第3条第1項の規定により、機器の貸付けを承認し、設備機器貸付承認書を交付すること。
- 3 第3条第3項の規定により、同条第1項の承認に条件を付すこと。
- 4 第3条第4項の規定により、借用書を受理すること。
- 5 第4条第1項の規定により、設備機器貸付変更承認申請書を受理すること。
- 6 第4条第2項の規定により、変更を承認すること。
- 7 第5条の規定により、設備機器借受け中止届出書を受理すること。
- 8 第8条第1項の規定により、第3条第1項の承認を取り消し、同条第3項の規定により承認に付した条件を変更し、又は貸付けの中止を命ずること。
- 9 第10条第2項の規定により、貸付料還付請求書を受理すること。

別表県土整備事務所の部租税特別措置法施行規則の項第1号中「第15条第2項」の次に「、第17条の2第1項及び第18条第4項」を加える。

別表浜田河川総合開発事務所の部租税特別措置法施行規則の項第1号中「第15条第2項」の次に「及び第17条の2第1項」を加える。

別表高規格道路事務所の部租税特別措置法施行規則の項第1号中「第15条第2項」の次に「及び第17条の2第1項」を加える。

別表出雲空港管理事務所の部租税特別措置法施行規則の項第1号中「第15条第2項」の次に「及び第17条の2第1項」を加える。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表保健所の部水質汚濁防止法の項の改正規定（同項第8号の改正規定を除く。）は、平成24年6月1日から施行する。